

別表（琴浦町クリーンエネルギー等導入推進事業費補助金交付要綱）

1 対象事業		2 補助事業者	3 1件当たりの補助金限度額
事業名	細事業名(内容)		
1 太陽光発電導入事業	<p>太陽光発電システム(以下「太陽光発電」という。)</p> <p>次のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1)設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>(2)1件当たりの太陽電池の最大出力の合計値(以下単に「最大出力」という。)が10kW未満の太陽光発電で、日本産業規格、IEC等の国際規格に適合しているもの。</p> <p>(3)補助事業者が発注する事業者と設置工事を行う事業者が県内事業者(県内に本店又は支店等がある事業者)であること。</p>	<p>次のいずれの要件も満たす者</p> <p>(1)町内に左欄の太陽光発電を導入する者。ただし、国及び地方公共団体は除く。</p> <p>(2)電力受給契約を締結済み、又は、締結予定の者。ただし、太陽光発電で発電した電気を全量自家消費するため、電力受給契約を締結しない場合はこの限りでない。</p> <p>(3)町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していない者。</p>	<p>1.0kW当たり36千円かつ1件当たり180千円(事業所等(住居と兼用していないもの。自治公民館等を含む。)に設置する場合は360千円)を限度とする。ただし、総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額に3分の2を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。</p> <p>(1)補助事業者と同一の代表者又は資本関係がある事業者(以下「補助事業者と同一とみなせる事業者」という。)への発注に要する経費</p> <p>(2)仕入控除税額</p>
2 定置用蓄電池等導入事業	<p>定置用リチウムイオン蓄電システム(以下「蓄電池」という。)</p> <p>次のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1)設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>(2)蓄電容量が1kWh以上の蓄電池部分と、インバータ、パワーコンディショナー等の電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成され、日本産業規格、IEC等の国際規格に適合していること。</p> <p>(3)10kW未満の太陽光発電システムと連系するものであること。</p> <p>(4)補助事業者が発注する事業者と設置工事を行う事業者が県内事業者(県内に本店又は支店等がある事業者)であること。</p>	<p>次のいずれの要件も満たす者</p> <p>(1)町内の住宅及び建築物に左欄の蓄電池を導入する者。ただし、国及び地方公共団体は除く。</p> <p>(2)町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していない者。</p>	<p>蓄電容量1kWh当たり70千円かつ1件当たり400千円を限度とする。ただし、総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額に3分の2を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。</p> <p>(1)補助事業者と同一とみなせる事業者への発注に要する経費</p> <p>(2)仕入控除税額</p>

別表（琴浦町クリーンエネルギー等導入推進事業費補助金交付要綱）

1 対象事業		2 補助事業者	3 1件当たりの補助金限度額
事業名	細事業名(内容)		
	<p>電気自動車等充電設備(以下「V2H」という。)</p> <p>次のいずれの要件も満たすもの。</p> <p>(1)設置前において使用に供されていないこと。</p> <p>(2)電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(以下「電気自動車等」という。)への充電及び電気自動車等から分電盤を通じた住宅への電力の供給が可能なものであること。</p> <p>(3)10kW未満の太陽光発電システムと連系するものであること。</p> <p>(4)補助事業者が発注する事業者と設置工事を行う事業者が県内事業者(県内に本店又は支店等がある事業者)であること。</p>	<p>次のいずれの要件も満たす者</p> <p>(1)町内の住宅及び建築物に左欄のV2Hを導入し、「とっとりEV協力隊」の登録を行う者。ただし、国及び地方公共団体は除く。</p> <p>(2)町税、税外収入金その他本町の歳入となるべきものを滞納していない者。</p>	<p>1件当たり400千円。ただし、総事業費から寄附金その他の収入の額を控除した額に3分の2を乗じて得た額を上限とする。なお、総事業費には次に掲げる経費を含めないこと。</p> <p>(1)補助事業者と同一とみなせる事業者への発注に要する経費</p> <p>(2)仕入控除税額</p>